

公益財団法人あすて 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人あすて定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、あすてを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、あすての定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当等であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費等を含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員は原則として無報酬とする。ただし常勤の役員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員が事務局職員を兼務する場合、職員給の支給を受ける事ができる。
- 3 役員に報酬を支給する必要がある場合は、その報酬は、評議員会において別に定めることとする。
- 4 名誉会長、顧問、参与は無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日より遅滞なく支払うものとする。但し、事前に申し出のあった前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を持って行う。

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人あすての公益法人設立の登記の日から施行する。